

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年4月17日（令和7年（行個）諮問第106号）

答申日：令和8年7月10日（令和8年度（行個）答申第80号）

事件名：特定法人の雇用調整助成金支給申請書等に記録された本人の保有個人情報の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年12月3日付け東労発総個開第6-1565号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の全部を開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

請求理由

ア 理由1

「不開示とした部分とその理由」の個所を読むと、「労働局が行う事務に関する情報が含まれており、それを開示すると雇用調整助成金の審査手法が公になり当該事務遂行に支障を及ぼす、法78条1項7号柱書に該当する」と記述されている。

しかるにこういった行政機関の審査というのは行政の平等性、公正公平の観点から、行政の裁量に委ねることなく形式的要件を設定して行われるものだから、同開示をすることで当該事務遂行に支障を及ぼすことがない。（雇用調整助成金審査については審査する行政機関の裁量に委ねられるなどという法律や規則はないはずである。頑なに隠すということは大阪労働局（原文ママ）では自分たちの裁量で、ガイドラインに反するようなことをしている疑いもある。何らかの文章内容改ざんをしている疑いもある。）

そもそも当該文書は審査請求人が取締役を務める法人が大阪労働局に提出した書類一式であり、当該事務遂行に支障を及ぼす箇所などどのように考えても存在しない。同労働局が内部資料として所有する非公開文書の開示請求をしているわけではない。

イ 理由 2

仮に百歩譲って当該事務遂行に支障を及ぼす個所が当該文書にあったとしても、今回の不開示とされている箇所、即ち黒塗りとされている箇所は、全く当該事務遂行に支障を及ぼす個所とは関係のない箇所にまで及んでいる。

審査に係る職員が審査時にて記載する箇所についてのみを不開示とするならまだしも、黒塗りだらけの当該文書を見れば分かる通り、審査請求人側が記載する箇所や、一般公開されている箇所も不開示とされ黒塗りにされている。

例えば審査請求人が労働局に提出した同助成金申請文書（雇用調整助成金支給申請書や、休業実績一覧表等）は、審査請求人側が自ら記入し埋めていかなければいけない箇所が多数ある。これらは、同法人の住所や法人名 取締役の指名 電話番号 給与関係などの記入欄なのだが何故か非開示となっている。

そもそも、雇用調整助成金申請書も休業実績一覧表も、その他支給要件確認申立書なども、厚生労働省関係のホームページからダウンロードできる文書であり、また助成金センターの窓口でも公布されるものである。一般人が普通に閲覧できる文の箇所も、何故か今回不開示となっている。

同法人が提出した賃金台帳やカレンダーも何故か不開示となっている。

どのように考えても同労働局の言う「開示すると雇用調整助成金の審査手法が公になり当該事務遂行に支障を及ぼす」文書ではない。

よって、本審査請求をする。

(2) 意見書

ア 意見の趣旨

本件は、審査請求人が自ら作成・提出した雇用調整助成金の申請書類について、当該内容の大部分を黒塗り（不開示）とした処分庁の判断に対する不服申立てである。

処分庁の対応は、法の趣旨に著しく反し、かつ制度の濫用を招くものであることから、審査会におかれては本件非開示処分を是正し、適切な範囲での開示を指示されたい。

イ 意見の理由

(ア) 本件の背景

審査請求人は、雇用調整助成金の申請にあたり当該労働局に提出した一連の書類について、個人情報開示請求を行った。

これに対し処分庁は、「どの項目をチェックしているか、していないか等が明らかになることで審査事務に支障が生じる」というような内容のことを理由として、様式名を除く大部分の内容を黒塗りで不開示とした。

(イ) 【反論 1】 審査請求人自身が記入した情報まで一律に不開示とする異常性

本件文書は、審査請求人および審査請求人会社の従業員が自ら記入・提出したものである。

それにもかかわらず、その記載内容（文字・数字）まで全て黒塗りとすることは明らかに異常であり、法 1 条に掲げる「個人の権利利益の保護」「有用性への配慮」に著しく反する。社会通念上に照らして多くの人らが違和感を抱くこと間違いない。

仮にチェックの有無を開示しないことが必要であれば、チェック欄や文字・数字の周囲のみをマスキングし、記入欄を開示することも十分に可能である。

それを行わず、全体を黒塗りにする処分は、必要最小限の不開示という原則に違反するものである。

総じて公的機関と言うのは、自分達の価値を高める為に一般市民に対して極力情報を隠そうとする習性があるが、今回のこのほとんど黒塗りという処分は明らかに異常である。

必要箇所は全て開示しつつも、処分庁の云う「チェックしてるか、してないか」の判別が、こちらから見てできない形式の文書にする方法は何通りもある。例えば、審査請求人や審査請求人会社の従業員が書き込んでいる文字や数字の周りを取り囲むように黒塗りにすれば判別ができない。（同文字や数字の付近にチェックやメモ書きを記載していると思われるので）

処分庁としては、単にそれが面倒くさいから、強引にほぼ全て黒塗り非開示という暴挙に出たと思惑される。（今回は弁護士らの個人情報開示請求でない素人一般人の請求なので、今回のような処分をしても審査請求人が審査請求を億劫がり諦めるかもという淡い期待もしていたとも思惑される）

(ウ) 【反論 2】 開示請求を想定した配慮を欠く不作為

法の運用が定着して久しい現在、行政機関は、将来的に開示請求があることを前提に、文書の保管・管理を行うべき義務がある。処分庁も当該文書については、後々個人情報開示請求なりがされる事を十分に予測できたはずである。

本件においては、処分庁が「チェックの有無を知られないようにする」ために、写しを別に保存したり、チェックを別紙に記録するなどの配慮が可能であったはずである。その労力はしている。

それにもかかわらず、そうした手当てを怠ったことは、明らかに公務上の不作為であり、その結果、審査請求人の個人情報開示請求は実質ほぼ不開示となった。

これは、職務上の注意義務違反（過失）違法な不作為 人格的利益（自己情報コントロール権）の侵害 権利行使機会の侵害などの違法行為を構成するものである。

（エ）【反論 3】本件の容認は制度の濫用・悪用を招く恐れがある

もし本件のような対応が許容されるとすれば、今後、行政側が恣意的に文書等へ書き込みを行い、「チェックの有無を理由に非開示」とする手法が常態化する可能性がある。

すなわち、公務員による記載を文書内に混在させることで、後日開示請求を封じる、いわば「開示ブロック手法」の濫用である。

これを看過すれば、制度の趣旨を逸脱し、「国民に対する情報隠し」「行政による情報独占」が横行する恐れがある。

とくに最近、アメリカでは大統領やその側近らが裁判所の決定無視や決定軽視、日本では兵庫県知事やその側近らが国が元々定めたガイドライン無視や第三者委員会の見解無視・制度軽視など、公権力を持つ者らによるゴリ押し強硬が社会問題化している折でもある。

審査会におかれては、本件を単なる一個人の不満と捉えるのではなく、将来的な制度運用全体への悪影響という観点からもご検討いただきたい。

ウ 結び

本件においては、審査請求人が自ら記入・提出した情報にまで不開示を及ぼしており、情報公開・個人情報保護制度の理念から見ても明らかに不当である。

審査会におかれては、個人の権利利益を実質的に保障する立場から、処分庁の判断の誤りを認め、適切な開示措置を講じられるようご判断いただきたく、ここに意見を申し述べるものである。

以上

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- （１）審査請求人は、開示請求者として、令和 6 年 10 月 24 日付け（同年 11 月 5 日受付）で、処分庁に対し、法の規定に基づき、「特定法人の 2023 年特定月 A～特定月 B までの雇用調整助成金の申請の際に東京労働局に提出した書類（特定年度支給分）」に記録された保有個人情報

（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

- (2) これに対し、処分庁が令和6年12月3日付け東労発総個開第6-1565号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月22日付け（同月24日受付）で、本件審査請求をした。

※補正期間（令和6年12月26日～令和7年1月14日）

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 雇用調整助成金について

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防等を図るため、その雇用する労働者について休業等により雇用調整を行う事業主に対して助成及び援助を行うものである。事業主が支給を申請するためには、申請に係る直近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて一定減少している等の要件を満たす必要がある。

また、申請に当たっては、特定期間における売上高の減少割合等を記載した書類のほか、休業等をさせた労働者の氏名等を記載した書類等を提出することが必要である。

(2) 本件対象保有個人情報について

（略）

(3) 不開示情報該当性（法78条1項7号柱書き）について

本件対象保有個人情報が記録された文書には、都道府県労働局の支給審査による書き込みやチェック印等が記載されており、開示した場合、どの項目をチェックしているのか、していないのか等が明らかになってしまうため、申請様式名等を除き、不開示としている。

コロナ禍において、雇用調整助成金では新型コロナウイルス感染症に係る特例措置（以下「コロナ特例」という。）を実施したことによる大量の支給申請に対し、厚生労働省本省より各都道府県労働局へ、審査の大幅な簡素化及び支給事務の迅速化を指示しており、審査方法等についても大幅な簡素化を行っていた。このような背景から、コロナ特例下では不正受給が発生しやすい状況であり、実際に不正が横行していた状況であった（コロナ禍前と比べて不正受給件数は100倍をゆうに超える。）。

当該状況を踏まえると、どの審査項目をチェックしているのか等が明らかになってしまうと、不正受給の発生に拍車をかける（不正行為の容易性が上がる）ことが十二分に予想され、審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、行政側はその開示について当然に慎重になるべ

きであると考える。

したがって、これらの情報は法 78 条 1 項 7 号柱書きに掲げる不開示情報に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「行政の裁量に委ねることなく形式的要件を設定して行われるものだから、同開示をすることで当該事務遂行に支障を及ぼすことがない。」旨主張するが、本件対象保有個人情報記録された文書の不開示該当性は上記(3)で述べたとおりであり、簡素化した審査手法までは対外的に公表していないものであるから、失当である。

また、審査請求人は「審査請求人側が記載する箇所や、一般公開されている箇所も不開示とされ黒塗りにされている。」旨を主張するが、都道府県労働局による書き込みやチェック印等のみを黒塗りとすれば、黒塗りがあるところ及びないところを鑑みて、審査項目及び審査手法が容易に推測されてしまうものであるから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。加えて、申請事業主は、支給申請に際し提出または提示した書類等の原本（原本を提出した場合はその写し。電子情報を含む。）を、支給決定日の翌日から5年間保存しなければならないことが支給要領において規定されていることから、行政側の審査を経てかき込み等がなされている申請書類や添付書類の全部までの開示がなされずとも審査請求人の権利利益を害するものではない。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和7年4月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年5月21日 | 審議 |
| ④ | 同年6月13日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 令和8年6月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示

を求めており、諮問庁は、原処分を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番1ないし通番8の4欄に掲げる部分は、(i) 雇用調整助成金支給申請書の記載欄等の一部、(ii) 添付資料等の一部である休業実績一覧表の記載欄、(iii) 添付資料等の一部である支給要件確認申立書（雇用調整助成金）の事業主記載欄及び代理人又は社会保険労務士記載欄、(iv) 添付資料等の一部である役員等一覧の記載欄、及び(v) 添付資料等の一部である賃金台帳、出勤簿等である。

イ これらの文書は、いずれも審査請求人が作成し、労働局に提出したものと認められ、事業所の名称や住所など事業場に係る基本情報や雇用調整助成金の助成額の算出に関する記載などが含まれている。

事業場に係る基本情報は雇用調整助成金の支給の可否の判断に関係のない情報である。また、同助成金の算出に関する記載は、支給対象となる事業主の要件のほか、助成率、一人一日当たりの上限額、中小企業の要件など、同助成金の支給の可否の判断に係る項目であるが、その基準は厚生労働省ホームページで公開されており、一般に広く知られている事項である。さらに、雇用調整助成金支給申請書の記入要領、休業実績一覧表の記入要領、支給要件確認申立書の記載に当たっての留意点は、原処分において全て開示されている。

ウ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（3））において、不開示とする理由についておおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件対象保有個人情報が記録された文書には、都道府県労働局の支給審査による書き込みやチェック印等が記載されており、開示した場合、どの項目をチェックしているのか、していないのか等が明らかになってしまうため、申請様式名等を除き、不開示としている。

(イ) コロナ禍において、雇用調整助成金ではコロナ特例を実施したことによる大量の支給申請に対し、厚生労働省本省より各都道府県労働局へ、審査の大幅な簡素化及び支給事務の迅速化を指示しており、審査方法等についても大幅な簡素化を行っていた。このような背景から、コロナ特例下では不正受給が発生しやすい状況であり、実際に不正が横行していた状況であった。

(ウ) 当該状況を踏まえると、どの審査項目をチェックしているのか等が明らかになってしまうと、不正受給の発生に拍車をかける（不正行為の容易性が上がる。）ことが十二分に予想され、審査事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ しかしながら、以下の理由により、諮問庁の説明は首肯できない。

(ア) 不開示とされている事業場に係る基本情報は雇用調整助成金の支給の可否の判断に関係のない情報である。

(イ) 上記イで述べたとおり、雇用調整助成金の支給の可否の判断に関する基準は公開されている。

(ウ) インカメラ文書を見ても、チェック印があることがどのような意味を有するのか分からない。また、不開示部分を開示しても、審査請求人が提出した文書や公開・開示されている情報からは明らかにならないような情報、具体的には、審査における着眼点、何を用いてどのようにして審査しているのかといった審査のノウハウ、判断基準などが明らかになるとは認められない。

(エ) チェック項目が明らかになると、どのような具体的な因果関係により、不正受給の発生に拍車をかけることになるのか、諮問庁は何ら説明していない。

(オ) 厚生労働省ホームページを確認すると、雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例は、経過措置も含め原処分時点で既に終了している。

オ このため、当該部分は、これを開示しても、労働局が行う雇用調整助成金の支給に係る審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分）について

通番 1、通番 2、通番 4、通番 6 及び通番 8 の不開示部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）は、雇用調整助成金支給申請書及び添付資料等の記載の一部であり、雇用調整助成金の労働局・ハローワーク記入欄、支給要件確認申立書に係る労働局の確認部分など、雇用調整助成金の支給審査に係る内容が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、労働局における雇用調整助成金の支給審査に係る事務処理の実情が明らかとなり、労働局が行う雇用調整助成金の支給に係る審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別表

1 対象文書			2 不開示部分	3 法78条 1項該当号	通番	4 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所			
1	雇 用 調 整 助 成 金 支 給 申 請 書	1 な い し 3 、 1 3 な い し 1 5	1 頁、2 頁 不開示部分	7 号柱書き	1	・ 1 頁右上の受領印 ・ 1 頁 上から 3 行目、項目 1 ないし項目 5 欄 全て ・ 2 頁 全て
			1 3 頁、1 4 頁 不開示部分	7 号柱書き	2	・ 1 3 頁右上の受領印 ・ 1 3 頁上から 3 行目、項目 1 ないし項目 5 欄 全て ・ 1 4 頁 全て
2	添 付 資 料 等	4	4 頁 不開示部分	7 号柱書き	3	全て
		な い し 1	6 頁、7 頁 不開示部分	7 号柱書き	4	全て（6 頁 労働局確認欄 を 除く。）
		2	8 頁 不開示部分	7 号柱書き	5	全て
		、 1 6 な い し 1	9 頁 ないし 1 2 頁 不開示部分	7 号柱書き	6	全て（1 2 頁 上部の表の欄外の手書き部分を除く。）
		9	1 6 頁 不開示部分	7 号柱書き	7	全て
			1 8 頁、1 9 頁 不開示部分	7 号柱書き	8	全て（1 8 頁 労働局

						確認欄を除く。)
--	--	--	--	--	--	----------

注1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。

注2 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書の1枚目ないし19枚目に1頁ないし19頁と付番したものを「頁」として記載している。